

建設部 現地機関の長 様  
関係部 (局) 各課の長 様

技術管理室長

工事 (委託業務) の適正な執行について

公共工事の品質確保については、工事 (委託業務) の監督及び検査並びに工事 (履行) 中及び完成時の施工 (履行) 状況の確認及び評価その他事務を適切に実施することが不可欠です。工事 (委託業務) の適正な施工 (履行) を確保し、良質な社会資本の整備が効率的に推進されるよう、下記に留意の上、執行願います。

また、不適格事例については (別紙) を参考に対応願います。

特に「履行遅滞」「粗雑工事 (業務)」については厳正に必要な措置を講ずるようご配慮願います。

記

- 1 契約した工期 (履行期間) を厳守する。
- 2 監督を適正に実施する。なお、以下について特に留意する。
  - (1) 工事にあたっては、設計図書に基づく工程管理、立合い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査 (確認含む) を適正に実施し、「履行遅滞」「粗雑工事」を防止する。
  - (2) 委託業務にあたっては、進捗確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合、その他履行状況の調査 (照査の徹底) を適正に実施し、「履行遅滞」「粗雑業務」を防止する。
- 3 工事 (委託業務) 着手が遅れ一定の期間が経過した場合は、「催告書」により内容証明郵便で通知し、受注者の意志を確認する。(別添文例参照)
- 4 「催告書」で通知したにもかかわらず受注者の意志が確認できない場合は、契約解除を含め厳正な措置をとる。
- 5 受注者の都合で工期 (履行期間) 内完了できない場合は、工期 (履行期間) 延長せずに「履行遅滞」の対象とする。
- 6 工事 (委託業務) 成績評定は、施工 (履行) 監理状況を適正に反映する。
- 7 履行遅滞及び粗雑工事 (業務) が生じた場合、「受注希望型競争入札及び参加希望型競争入札における履行遅滞及び粗雑工事に対する事務処理規程」に基づき対応する。(平成 16 年 5 月 28 日付け 16 監第 32 号)

建設政策課 技術管理室
手塚秀光 (室長) 城下賢美
太田茂登 (担当)
電 話 026-235-7312 (内線 3330)
026-235-7312 (直通)
防 災 電 話 8-231-3330
F A X 026-235-7482
Email gi.jukan@pref.nagano.jp